

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人帯広畜産大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、常勤職員数(当該法人約230人)、教育・研究事業、規模及び地域性が比較的同等と認められる他の国立大学法人や国家公務員を参考としている。

(参考)事務次官年間報酬額…2,297万円

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当について、役員としての業績に応じ、経営協議会の議を経て増額又は減額することができることとしている。なお、業績給については導入しておらず、導入の検討はしていない。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬基準は、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人帯広畜産大学役員報酬規程に則り、本給(965,000円)に要件を満たせば地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当を加算して支給している。

期末特別手当についても、国立大学法人帯広畜産大学役員報酬規程に則り、期末特別手当基礎額((本給+地域手当+広域異動手当)×①+(①×100分の20)+(本給×100分の25))に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の175を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じている。

なお、平成28年度は給与法指定職の改定に準拠した本給及び期末特別手当の年間支給月数の引き上げ(年間0.1月分)を実施した。

理事

役員報酬基準は、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人帯広畜産大学役員報酬規程に則り、本給(761,000円)に要件を満たせば地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当を加算して支給している。

期末特別手当についても、国立大学法人帯広畜産大学役員報酬規程に則り、期末特別手当基礎額((本給+地域手当+広域異動手当)×①+(①×100分の20)+(本給×100分の25))に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の175を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じている。

なお、平成28年度は給与法指定職の改定に準拠した本給及び期末特別手当の年間支給月数の引き上げ(年間0.1月分)を実施した。

理事(非常勤)

役員報酬基準は、非常勤役員手当から構成されている。月額については、国立大学法人帯広畜産大学役員報酬規程に則り、150,000円を支給している。

なお、平成28年度における改定はない。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

役員報酬基準は、非常勤役員手当から構成されている。月額については、国立大学法人帯広畜産大学役員報酬規程に則り、140,000円を支給している。

なお、平成28年度における改定はない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,718	千円 11,580	千円 4,620	千円 443 (地域手当) 972 (広域異動手当) 131 (寒冷地手当)			
A理事	千円 12,884	千円 9,132	千円 3,524	千円 154 (通勤手当) 72 (寒冷地手当)	4月1日		
B理事	千円 12,748	千円 9,132	千円 3,484	千円 131 (寒冷地手当)	4月1日		
C理事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	()			
A監事 (非常勤)	千円 1,680	千円 1,680	千円	()			
B監事 (非常勤)	千円 1,680	千円 1,680	千円	()	4月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事

理事(非常勤)

監事

監事(非常勤)

帯広畜産大学は、本学の理念である『知の創造と実践によって実学の学風を発展させ、「食を支え、くらしを守る」人材の育成を通じて、地域および国際社会へ貢献する』に基づき、『恵まれた自然環境を活かしつつ、潤いと活気があり、豊かな人間性を醸成できるような「学びあいのコミュニティ」の創出』、「獣医・農畜産融合の視点から、幅広い見識と国際性を有し、実践力のある人材の育成」、「生命・食料・環境の分野に関し、地球規模課題の解決に向けて、トップレベルの学術研究拠点となること」、「創造的、学際的な実学研究の成果を社会に還元して、地域および国際社会の持続的発展に貢献する」ことをビジョンに置き、教育改革、組織改革、他大学、地域及び国際社会との連携、効率的かつ効果的な大学運営を、学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、帯広畜産大学の学長は、職員数約230名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統轄して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額2,297万円と比べてもそれ以下となっている。

帯広畜産大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

また、全国と同規模理系単科大学の長の報酬水準と同水準かそれ以下の水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事・監事についても上記と同様に全国と同規模理系単科大学の理事・監事の報酬水準と同水準かそれ以下の水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年 月			
法人の長	該当者なし				
理事A	該当者なし				
理事B	該当者なし				
理事A (非常勤)	該当者なし				
監事A (非常勤)	該当者なし				
監事B (非常勤)	該当者なし				

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事A (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給については導入しておらず、導入の検討はしていない。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

本学職員の給与水準を検討するにあたって、社会一般の情勢に適合したものとするため、給与設定にあたっては、人事院勧告を参考にしつつ、他の同規模国立大学法人、国家公務員の給与水準を参考にしている。

人員については、組織の活性化と人件費の抑制に配慮しつつ、本学の教育研究の理念・目標が十分に達成できるように適切な教職員の配置と人件費の管理を行う。

教員については、戦略的に補充が必要な部署への人事を行い、事務系については、真に必要な部署に限り配置することとしている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学においては、勤務成績に基づき、昇給・昇格・降格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定している。

平成27年1月に教員を対象とした年俸制を導入し、平成27年2月1日付けで101名、平成27年4月1日付けで19名、平成28年4月1日付けで2名が年俸制へ移行した(なお、平成27年度4名、平成28年度4名の新規採用者も年俸制を適用)。平成28年度は業績評価に基づく評価相当分を、業績給として平成28年6月30日及び平成28年12月10日に支給した。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

国立大学法人帯広畜産大学職員給与規程に則り、本給(本給の調整額を含む)及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、学位論文審査手当、教員免許状更新講習手当、国際協力連携手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額((本給月額+本給の調整額)+扶養手当)+これらに対する地域手当及び広域異動手当+役職加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5を乗じ、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額((本給月額+本給の調整額)+これらに対する地域手当+広域異動手当)に基準日以前6か月以内の勤務期間による区分に応じた割合に、学長が別に定める勤勉手当の成績率決定等の取扱い基準により決定された当該職員の勤務成績による割合を乗じて得た額としている。

平成28年度における主な改定内容

1. 人事院勧告に基づく改正

(職員について)

(1) 本給表の水準について初任給を1,500円引上げ、若年層についても同程度の改定。その他の年齢層については、400円の引上げを基本に平均0.2%引上げ。

(2) 大学院担当教員に支給する本給の調整額について、教育職本給表2級11号級以下の者(助教)のみ引上げ。

(3) 保健管理センター医師に支給する初任給調整手当を100円引上げ(平均0.1%)。

(4) 管理職手当のうち、一般職本給表(一)9級一種について400円引上げ。

(5) 配偶者に係る扶養手当の見直し

① 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ。(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)

② 一般職本給表(一)9級以上の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。

③ 一般職本給表(一)8級職員・教育職本給表5級職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給。

※配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から別表のとおり、平成32年度まで段階的に実施し、それにより生ずる原資により子に係る手当額を引上げ。

(6)職員給与規程に基づき、学長が別に定めている「勤勉手当に係る成績率決定等の取扱基準」を改正し、勤勉手当年間支給月数を0.1月分引上げ。

※施行日：平成29年1月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

ただし、(5)については平成29年4月1日、(6)については平成28年12月1日から適用する。

(再雇用職員について)

(1)本給表の水準について400円の引上げを基本に平均0.2%引上げ。

(2)勤勉手当の年間支給月数の引上げ(0.02月分)

※施行日：平成29年1月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

ただし、(2)については平成28年12月1日から適用する。

(役員について)

(1)期末特別手当の年間支給月数の引上げ(0.1月分)

※施行日：平成29年1月18日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

2.その他

(1)クロスアポイント制度の導入による規程整備

(2)テニユアトラック制度に関する規程の整備

(3)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う「ハラスメントの防止等に関する規程」の一部改正

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 185	歳 46.7	千円 8,271	千円 5,786	千円 41	千円 2,485
事務・技術	人 64	歳 41.9	千円 5,618	千円 4,215	千円 49	千円 1,403
教育職種 (大学教員)	人 5	歳 47.9	千円 7,784	千円 5,802	千円 58	千円 1,982
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員・年俸制)	人 115	歳 49.4	千円 9,794	千円 6,675	千円 35	千円 3,119
再任用職員	人 9	歳 63.4	千円 4,739	千円 4,017	千円 22	千円 722
事務・技術	人 5	歳 62.5	千円 3,723	千円 3,149	千円 30	千円 574
教育職種 (大学教員)	人 4	歳 64.5	千円 6,008	千円 5,100	千円 12	千円 908
非常勤職員	人 39	歳 42	千円 4,036	千円 3,858	千円 54	千円 178
事務・技術	人 9	歳 37.4	千円 3,486	千円 2,714	千円 71	千円 772
事務・技術 (賞与なし)	人 15	歳 43	千円 2,408	千円 2,408	千円 56	千円 0
教育職種 (大学教員・賞与なし)	人 14	歳 45.1	千円 6,242	千円 6,242	千円 43	千円 0
事務・技術 (冬季賞与のみ)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

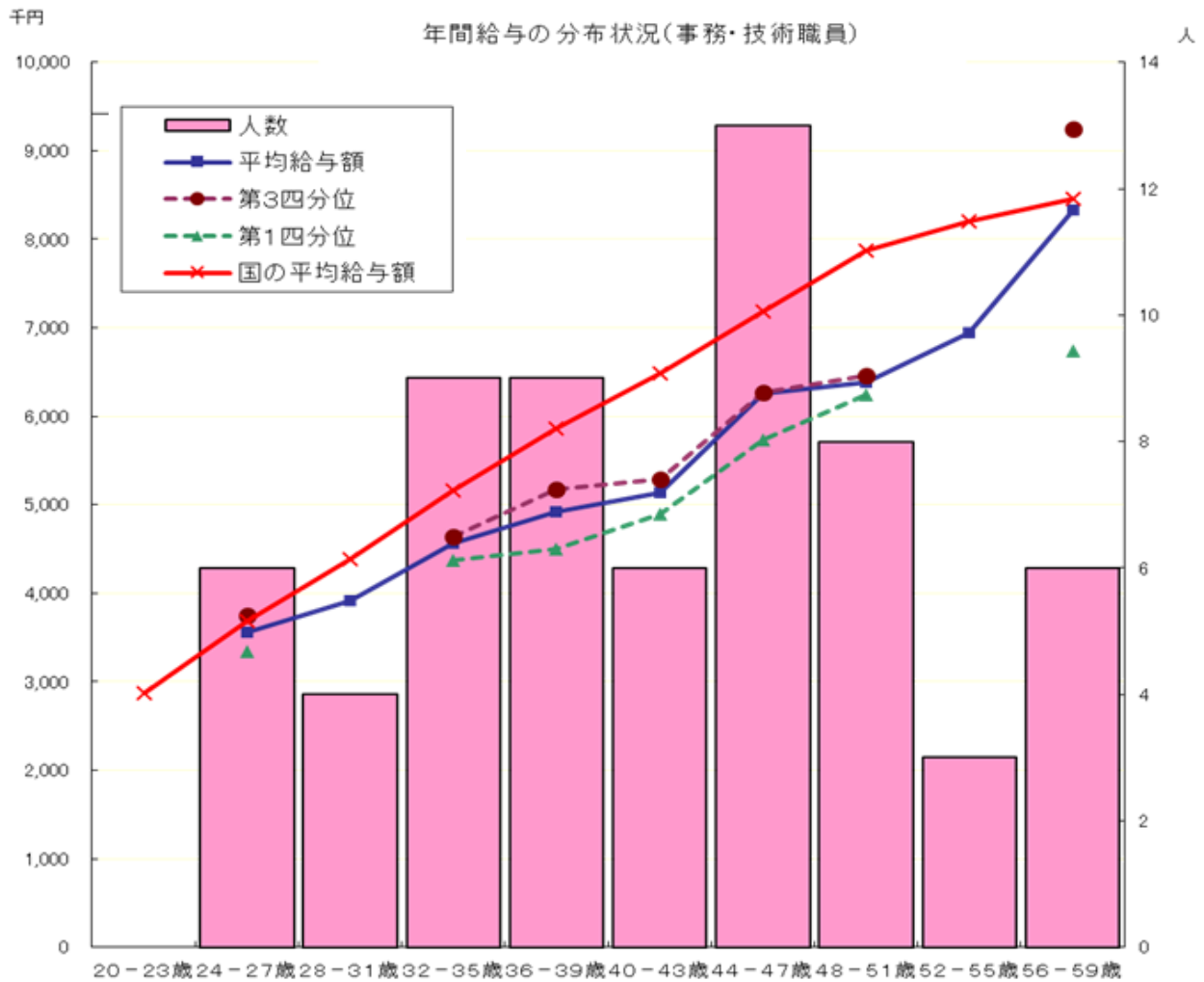
注2:以下の区分等については該当者がいないため省略した。

- ・常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・在外職員及び任期付職員
- ・再任用職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・非常勤職員の教育職種(大学教員), 医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)

注3:以下の区分等については, 該当者が1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 人数以外は記載していない。

- ・常勤職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員の事務・技術(冬季賞与のみ)

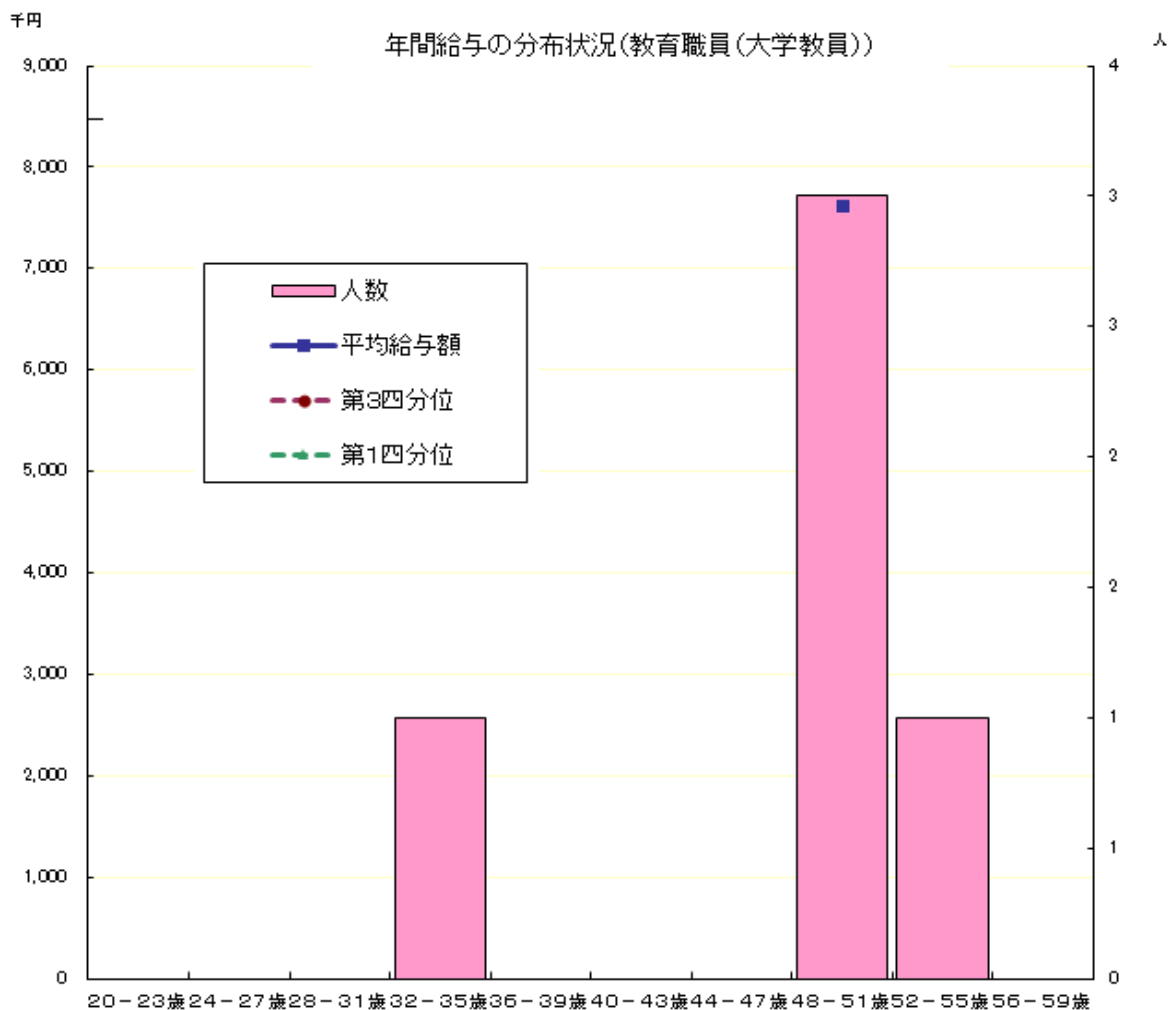
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ④まで同じ。

注:年齢28～31歳の該当者は4人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注:年齢52～55歳の該当者は3人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢32～35歳の該当者は1人、年齢48～51は3人、年齢52～55歳の該当者は1人であるため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位及び平均給与額については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
代表的職位				
局長	1			
部長	1			
課長	4	53.5	8,281	
課長補佐	11	50.7	6,605	7,547～6,244
係長	23	44.1	5,569	6,588～4,714
主任	8	38.0	4,697	5,801～4,371
係員	16	29.9	3,966	4,720～3,318

注:局長及び部長の該当者は各1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

注:課長の該当者は4人であるため、人員、平均年齢及び年間給与額のみを表示する。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
教授	1			
准教授	1			
講師	2			
助教	1			

注:教授の該当者は1人, 准教授の該当者は1人, 講師の該当者は2人, 助教の該当者は1人であるため, それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 平均年齢及び年間給与額は表示していない。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.8	% 57.9	% 56.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.2	% 42.1	% 43.1
	最高～最低	% 52.4～37.1	% 48.9～34.5	% 50.6～35.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.5	% 63.6	% 62.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.5	% 36.4	% 37.9
	最高～最低	% 46.2～36.3	% 39.3～34.1	% 41.2～35.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	%	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 63.3	% 62.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.9	% 36.7	% 37.2
	最高～最低	% 38.6～37.0	% 37.9～35.6	% 37.6～36.8

注:教育職員(大学教員)における管理職員は1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 87.0 ・年齢・地域勘案 96.5 ・年齢・学歴勘案 87.5 ・年齢・地域・学歴勘案 96.7 (参考)対他法人 99.4
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 67.4% (国からの財政支出額 3,068,229,000円, 支出予算の総額 4,551,163,000円:平成28年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成27年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は高いものの,累積欠損はなく,対国家公務員指数も100以下であるため,給与水準は適正である と考える。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正である と考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めて いただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適正な給与水準を維持していくものである。

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 85.4

(注)上記比較指標は,法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に,平成28年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

事務・技術職員

- 22歳(大卒初任給,係員,独身)
月額176,700円 年間給与2,605,000円
- 35歳(主任,配偶者・子1人)
月額278,000円 年間給与4,456,000円
- 45歳(係長,配偶者・子2人)
月額355,700円 年間給与5,747,000円

教育職員(大学教員)

- 27歳(博士修了初任給,助教,独身)
月額285,400円 年間給与4,207,000円
- 35歳(助教,配偶者・子1人)
月額352,600円 年間給与5,706,000円
- 45歳(准教授,配偶者・子2人)
月額459,900円 年間給与7,502,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学においては、勤務成績に基づき、昇給・昇格・降格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定している。

平成27年1月に教員を対象とした年俸制を導入し、平成27年2月1日付けで101名、平成27年4月1日付けで19名、平成28年4月1日付けで2名が年俸制へ移行した(なお、平成27年度4名、平成28年度4名の新規採用者も年俸制を適用)。平成28年度は業績評価に基づく評価相当分を、業績給として平成28年6月30日及び平成28年12月10日に支給した。

III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,851,242	千円	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 172,627	千円	千円	千円	千円	千円
非常勤役員等給与 (C)	千円 326,325	千円	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 315,603	千円	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,665,797	千円	千円	千円	千円	千円

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

- (1)「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が0.4%減となった要因
 - ・人事院勧告に準拠した規程改正により、本給表の水準を引き上げたこと(平均 0.4%)及び賞与(勤勉手当)の年間支給月数を引き上げたこと(0.1月分)に伴い給与支給額が増加したが、前年度に早期退職等により退職者が多かったことから、微減となった。
- (2)「退職手当支給額」の対前年度比が19.0%減となった要因
 - ・前年度は任期満了になった学長及び早期退職者への支給額の増加があったが、平成28年度は増加要因がなかったもの。
- (3)「非常勤役員等給与」の対前年度比が17.0%増となった要因
 - ・役員の賞与(勤勉手当)の年間支給月数を引き上げたこと(0.1月分)に伴い給与支給額が増加していることに加え、特任教員等の非常勤職員採用の増加に伴う非常勤役員等給与の増加等もあり、増額している。
- (4)「最広義人件費」の対前年度比が0.6%増となった要因
 - ・上記要因により、最広義人件費は微増の結果となった。

IV その他

年俸制移行教員115名については、比較対象外のため、教育職員の人数には含めていない。